2020年１月24日

各　位

株式会社バルクホールディングス
代表取締役社長　石原　紀彦
（コード番号：2467 名証セントレックス）
問合せ先：上席執行役員CFO　高橋　恭一郎
電話番号：03-5649-2500（代表）

第三者割当による新株式、第５回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第６回新株予約権（行使価額修正選択権付）並びに第２回無担保社債（私募債）の発行に関するお知らせ

当社は、2020年１月24日開催の取締役会において、ハヤテマネジメント株式会社（以下、「HM社」といいます。）及び当社代表取締役である石原紀彦氏（以下、「石原氏」といいます。）を割当先とする第三者割当の方法による新株式（以下、「本株式」といいます。）、並びにHM社を割当先とする第５回・第６回新株予約権（以下、それぞれ「本第５回新株予約権」、「本第６回新株予約権」といい、総称して「本新株予約権」といいます。）及び第２回無担保社債（私募債）（以下、「本社債」といいます。）の発行を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

１．本株式、本新株予約権及び本社債の概要

＜本株式＞

①払込期日	2020年２月10日
②発行新株式数	192,700株
③発行価額	318.6円
④調達資金の額	61,394,220円
⑤資本組入額	１株につき159.3円
⑥資本組入額の総額	30,697,110円
⑦募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法により石原氏に102,900株を、HM社に89,800株を割り当てます。
⑧その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

＜本新株予約権＞

①割当日	2020年２月10日
②発行新株予約権数	18,866個 第５回新株予約権　10,781個 第６回新株予約権　8,085個

③発行価額	総額5,336,550円 （第５回新株予約権１個につき450円、第６回新株予約権１個につき60円）
④当該発行による潜在株式数	1,886,600株（新株予約権１個につき100株） 第５回新株予約権　1,078,100株 第６回新株予約権　808,500株 上限行使価額はありません。 第５回新株予約権の下限行使価額は177円、第６回新株予約権の下限行使価額は177円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は、1,886,600株です。
⑤調達資金の額	816,297,450円 （内訳） 第５回新株予約権 新株予約権発行による調達額：4,851,450円 新株予約権行使による調達額：381,647,400円 第６回新株予約権 新株予約権発行による調達額：485,100円 新株予約権行使による調達額：429,313,500円 本新株予約権の行使による調達額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額となります。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。
⑥行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 第５回新株予約権　354円 第６回新株予約権　531円 第５回新株予約権については、行使価額の修正が行われるものとし、割当日以降、第５回新株予約権の発行要項第12項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日（以下に定義します。）の前取引日（以下に定義します。）の株式会社名古屋証券取引所（以下、「名古屋証券取引所」といいます。）における当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「名証終値」といいます。）の90%に相当する金額（円位未満小数第３位まで算出し、小数第３位の端数を切り上げた金額。この⑥において同じです。）に修正されます。行使価額は177円を下回らないものとします（以下、「下限行使価額」といいます。）。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。 第６回新株予約権については、当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。

	当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本第６回新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、第６回新株予約権の発行要項第12項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の名証終値の90％に相当する金額に修正されます。下限行使価額は177円とします。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。 「取引日」とは、名古屋証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、名古屋証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含みます。）には、当該日は「取引日」にあたらないものとします。 「修正日」とは、各行使価額の修正につき、本新株予約権の発行要項第10項に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいいます。 また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。
⑦募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法によりHM社に割り当てます。
⑧その他	当社は、HM社との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約（以下、「本買取契約」といいます。）を締結する予定です。 本買取契約においては、割当予定先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が本買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定される予定です。

＜本社債＞

①名称　株式会社バルクホールディングス第２回無担保社債

②社債の総額　金60,000,000円

③各社債の金額　金1,250,000円

④払込期日　2020年２月10日

⑤償還期日　2021年２月10日

⑥利率　付さない。

⑦発行価額　額面 100 円につき金 100 円

⑧償還価額　額面 100 円につき金 100 円

⑨償還方法　満期一括償還

本社債の社債権者（以下、「本社債権者」といいます。）は、各暦月の末日を期限前償還日として、遅くとも５日前までの通知をもって、額面 100 円につき金 100 円で本社債の全部又は一部を期限前に償還することを当社に対して請求することができます。

但し、請求可能額は次のいずれかに該当した場合を除き、本第５回新株予約権の行使による払込累計金額の範囲内に限ります。

①当社普通株式の名古屋証券取引所における終値が、本第５回新株予約権の下限行使価額の110％相当額をいずれか任意の時点で３連続取引日間下回った場合

②本第５回新株予約権の発行要項に定める本第５回新株予約権の取得事由が生じた場合

③いずれかの10連続取引日間の当社普通株式の１取引日当たりの名古屋証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、2020年１月24日（なお、同日は含まない。）に先立つ10連続取引日間の本株式の１取引日当たりの名古屋証券取引所における普通取引の平均売買出来高の75％を下回った場合

④名古屋証券取引所における当社普通株式の取引が５取引日以上の期間にわたって停止された場合

⑤本買取契約が解除された場合

⑩総額引受人　　HM社

⑪発行の前提条件　本第５回新株予約権の下限行使価額が、本第５回新株予約権にかかる発行決議日の前取引日の名証終値の50％を超えないこと等

２．募集の目的及び理由

（１）募集の目的

当社グループは、情報セキュリティ規格・サイバーセキュリティ関連等のサービスを提供するコンサルティング事業とマーケティングリサーチ・セールスプロモーション・広告代理等のサービスを提供するマーケティング事業をコア事業として位置付けております。

当社グループのコア事業を取り巻く環境として、情報セキュリティ分野において、各国企業・政府におけるサイバーセキュリティ全般にかかる技術力・対応力向上は最重要課題の一つとなっております。サイバーアタック・サイバークライムは世界的規模で加速度的に拡大し、日本における被害も日々深刻化していることから、サイバーセキュリティ分野について、市場の急激な拡大に向けた需要が顕在化しており、この流れが継続するものと見込んでおります。また、サイバー空間には国境がないため、世界レベルでの情報収集と技術対応が求められております。マーケティング分野においても、ビックデータを背景とし、かつその解析手段としてAI等の活用が進むなかで、新たな事業機会の可能性が顕在化してきており、情報収集及びデータマイニングにかかる技術力、並びにクライアントへの提案力の強化の重要性が高まっております。この事業機会を取り込み、当社グループの高い成長に結びつけるためには、既存事業強化のための追加リソース配分（人材確保、設備投資）のみでは不十分であり、特に資本・業務提携やM&A等を活用した最先端の情報、技術力及びノウハウの獲得並びに新規事業開発が不可欠と認識しております。

このような認識に基づき、当社グループは、2017年６月に始動し2018年６月に強化した新経営体制のもと、将来の飛躍に向けた先行投資として、重点戦略分野であるサイバーセキュリティ分野、マーケティングリサーチ分野及びこれらの関連分野における最先端の情報・技術・ノウハウ等を獲得するとともに、最適なソリューション提供に向けた体制構築を目指し、資本提携、業務提携及びM&A等の推進・模索並びに市場調査等を積極的に実施してまいりました。

具体的には、サイバーセキュリティ分野におけるトレーニングサービス等の共同事業を行うことについ

て、イスラエルの同分野におけるリーディングカンパニーであるCyberGym Control Ltd.（所在地：イスラエル ハデラ市、代表者：Ofir Hason、以下、「サイバージム社」といいます。）との間で2017年11月に基本合意し、同年12月に独占的ライセンス契約を締結のうえ、2018年１月にサイバージム社との共同事業会社として、米国に当社子会社Strategic Cyber Holdings LLC（所在地：米国デラウェア州、代表者：石原紀彦,CEO、以下、「SCH社」といいます。）を設立いたしました。また、これに先立ち、2017年10月に次世代ガスセンサーメーカーであるAerNos,Inc.（所在地：米国カリフォルニア州、代表者：Sundip R. Doshi、以下、「エアノス社」といいます。）への投資を行いました。

そのなかで、当社は2018年７月11日に第三者割当による第３回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第４回新株予約権（行使価額修正選択権付）並びに無担保社債（私募債）を発行（以下、「前回ファイナンス」といいます。）し、これらの新株予約権の行使が全て完了した結果、1,090百万円（発行諸費用を除く。以下、「前回調達資金」といいます。）を調達いたしました。当社は、当初の計画通り、前回調達資金の一部について、2018年７月から10月までにSCH社への融資として300百万円、同年８月にサイバージム社との連携強化に向けた同社への出資として563百万円を充当し、さらに新たなM&A及び資本・業務提携の実施のための弁護士費用等に充当いたしました。また、当社グループは、前連結会計年度において、技術革新等による高い成長が見込まれる分野への投資、安定的な収益や中長期の受注拡大を期待できる大口・優良顧客の開拓、及び最適なソリューション提供に向けた良質なパートナーとの関係構築等の足場固めに経営資源を重点的に投下いたしました。具体的には、セキュリティ事業において、SCH社がサイバーセキュリティトレーニング施設（以下、「サイバーアリーナ」といいます。）として、2018年７月に『CYBERGYM NYC』（米国ニューヨーク州）を、同年８月に『CYBERGYM TOKYO』（東京都港区）をそれぞれ開設し、その運営のほか、各種サイバーアリーナの販売やその他サイバーセキュリティソリューションの提供を本格的に開始いたしました。サイバージム社とは、当社代表である石原紀彦が同社のアドバイザリーボードメンバーに就任するなど、グローバルでの連携を一層強化し、両者間の事業協力関係をさらに深めており、2018年９月には、セキュリティソリューションの提供及び企業価値向上のアドバイス等を事業目的とする株式会社CEL（所在地：東京都港区、代表者：代表取締役 田中翔一朗、以下、「CEL社」といいます。）を当社の100%子会社として設立いたしました。CEL社は、サイバージム社との連携も活かし、各種セキュリティ対策ソリューションを提供しておりますが、2019年２月にスイスに本拠を置くHigh-Tech Bridge SA（所在地：スイスGeneva、代表者：Ilia Kolochenko）との間でセキュリティテストソリューション「ImmuniWeb® AI Platform」の国内独占販売契約を締結し、機械学習・人工知能（ＡＩ）の応用により品質・スピード・コスト競争力を兼ね備えた脆弱性診断・ペネトレーションテスト（侵入テスト）サービスの日本における独占提供を開始いたしました。

その結果、前連結会計年度の業績につきましては、当社グループの大きな転換期として積極的な事業投資による先行投資費用を計上したことなどから、売上高1,050百万円（前期比4.2%増）、営業損失380百万円（前期15百万円の利益）、経常損失398百万円（前期19百万円の利益）、親会社株主に帰属する当期純損失411百万円（前期42百万円の利益）を計上いたしました。

当連結会計年度につきましても、サイバーセキュリティ分野での事業拡大・収益化による当社グループの成長を実現するため、これまでの取組みにより構築した体制のさらなる強化を推進してまいりました。その結果、特にSCH社の日本部門においては、市場ニーズを踏まえた各種サイバーセキュリティトレーニングソリューションの開発・提供等により、『CYBERGYM TOKYO』の稼働率が高まり、現在ではフル稼働に近い状態となっております。さらに、2019年８月に『CYBERGYM TOKYO』の第２サイトを株式会社インタ

ーネット総合研究所と共同で開設するなど外部の有力パートナーとの様々な連携が進み、かつ、CEL 社を通じた競争力・付加価値の高い関連ソリューションの導入や中核子会社の株式会社バルクとの営業上の連携もあり、すでに収益化の目途が立っております。また、CEL 社が提供する『ImmuniWeb® AI Platform』は、特に引き合いが強く受注も良好に推移しており、当社グループは同ソリューションをサイバーセキュリティトレーニングと同様にコアソリューションとして位置付けました。

このように、これまでの先行投資は、当社グループの事業拡大、ソリューションの拡充及びサービスレベルの向上に確実に寄与しており、日本においては順調に事業が進捗しております。

一方で、SCH 社の米国部門においては、期待収益の最大化を目指し、北米エリアにおける重要商圏・ターゲット顧客を早期に押さえるため、サイバーアリーナの販売活動に傾注していたことから、同アリーナにかかる運営費の負担が先行する状況が継続しておりました。そのため、当社は SCH 社の事業が収益化するまでの間の財政支援として、同社の人件費、マーケティング費用並びに自社運営のサイバーアリーナにかかる賃借料及び保守料等に充当するために、2018 年 10 月以降も当社グループの手元資金から SCH 社への継続的な追加融資を実施してまいりました。具体的には、当社と SCH 社との間で 2018 年２月１日に 200 百万円の極度貸付契約（契約期間：２年間、利率：２％、弁済方法：自由弁済方式、無担保）を締結いたしましたが、その後の貸付金残高の増加に応じて極度額を同年７月 20 日付で 500 百万円に、同年 10 月 19 日付で 650 百万円に、2019 年５月 24 日付で 800 百万円に変更する覚書を締結し、2019 年 12 月末時点における当社から SCH 社への貸付金残高は 748 百万円となり、出資額 167 百万円を含む同社への投融資残高は 916 百万円となっております。このような状況のなか、2019 年１月 28 日に SCH 社はサイバージム社と共同で、米国ロサンゼルス市で重要インフラ向けサービス提供を行う Aventador Cyber Solutions,LLC（所在地：米国カリフォルニア州、当時の代表者：Paul Paradis、以下、「ACS 社」といいます。）と米国ロサンゼルスに開設するための大型サイバーセキュリティトレーニング施設（以下、「LA アリーナ」といいます。）の販売契約、継続的メンテナンス及びサポート等に関する契約を締結いたしました。また、当該契約上の LA アリーナの販売代金は 425 万 USD、LA アリーナ納入後の継続的メンテナンス及びサポート等代金は年間 58.5 万 USD であり、LA アリーナの販売代金につきましては、その約 30%が納入プロセス着手前の前払金として支払われ、LA アリーナの検収時までに分割で全額が支払われる旨の支払条件が定められておりました。しかしながら、この支払条件による初回入金がなく、また、2019 年８月には、LATimes 等において ACS 社の設立時の代表者であった Paul Paradis 氏が贈賄及び他国への情報流出の疑いで FBI の捜査対象になったとの報道がなされていることが発覚いたしました。本件報道内容に係る事実関係や LA アリーナの販売代金の支払いがなされていないこととの関連は不明ですが、当該支払いの遅延が重大な契約違反にあたることから、SCH 社は契約違反に基づく損害の適切な回復を求めて、2019 年９月 27 日付けでニューヨーク州法に基づく仲裁の申立てを行い、現在そのプロセスを進めております。なお、初回入金がなされていないため、SCH 社及びサイバージム社において、LA アリーナの納入に向けたコストは発生しておりません。また、現時点においても当該報道内容に係る事実関係は不明であり、仲裁手続中であるため、今後における LA アリーナ納入の有無及び納入予定時期は未定です。

前述のとおり、SCH 社への継続的な資金援助により手元資金が減少し、同社において見込んでいた LA アリーナの販売代金の入金が遅延していたことから、これが入金されるまでの一時的なつなぎ資金として、当社は前回調達資金の当初の資金使途を変更し、M&A 及び資本・業務提携又は人件費等の運転資金（サイバーセキュリティ分野及びマーケティング分野におけるエンジニア等の採用費用等）への充当を予定していた 141 百万円について、2019 年５月から８月までに当社の人件費等の運転資金として 89 百万円

及びSCH社に対する融資として52百万円（同社における人件費、マーケティング費用並びにサイバーアリーナにかかる賃借料等の運転資金）をそれぞれ充当いたしました。当連結会計年度の業績予想につきましても、2019年５月16日公表の当初業績予想において、売上高2,394百万円、営業利益101百万円、経常利益99百万円、親会社株主に帰属する当期純利益57百万円として見込んでおりましたが、セキュリティ事業において、SCH社によるLAアリーナの販売及びこれに伴う保守料等として、約５億円程度の売上高を見込んでいたことから、これを当期の計画から除外したことを主な要因として、2019年９月10日公表の「2020年３月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」のとおり、当連結会計年度の業績予想を売上高1,904百万円、営業損失78百万円、経常損失92百万円、親会社株主に帰属する当期純損失108百万円に下方修正いたしました。その後、2019年11月14日公表の「投資損失引当金の計上及び2020年３月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」のとおり、サイバージム社においてもLAアリーナに関連して期待していた収益見込みを計画から除外し、また、ターゲット市場における世界的に旺盛な需要を受け、サイバーアリーナ拠点・グローバルネットワークの早期拡大に向けたマーケティング活動を活発化したことによるコスト計上が先行したことなどから、同社の2019年12月期連結業績について当社が同社に出資した際の第三者算定機関による株式評価（DCF法を採用）の前提となった事業計画比で未達となり乖離が生じる見通しであること、及び当社が保有する同社株式の簿価が、当第２四半期連結会計期間末において当社の連結総資産の32.5%、連結純資産の50.9%と大きな割合を占めることに鑑み、財務健全性の観点から同社株式に対する投資損失引当金175百万円を営業外費用として計上し、これに伴い当連結会計年度の業績予想を売上高1,904百万円、営業損失78百万円、経常損失267百万円、親会社株主に帰属する当期純損失283百万円に下方修正いたしました。

また、当第２四半期連結会計期間の業績は、売上高638百万円（前期比39.5%増）、営業損失290百万円（前期38百万円の損失）、経常損失484百万円（前期39百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失497百万円（前期45百万円の損失）を計上し、当第２四半期末時点における現預金残高は177百万円（当第３四半期末時点における現預金残高は147百万円）、流動比率は75.8%となり、その後のLAアリーナの販売代金の入金もなく、SCH社の米国部門が未だ収益貢献には至っていないことから、財政状態の改善及び同部門が収益化に至るまでの運転資金の確保が急務となっております。

一方で、サイバーセキュリティ市場はこれまでの予想を上回る拡大を見せており、この旺盛かつ多様な顧客需要に応えるとともに、競争が激化するなか当社グループの提供するソリューションの競合優位性を維持し、さらに強化する必要があります。そのためには、経営管理体制の強化を図りながら、重点戦略分野における事業拡大に向けサイバーセキュリティに特化したエンジニアの確保・育成、その他新規事業の開発・推進、既存事業の拡大、新規商材の獲得、グループ会社の増加、グローバル展開等に対応し得る高度な専門知識かつ豊富な経験を有する優秀な人材の確保・育成も引き続き急務であると考えております。

このような状況を踏まえ、財政状態の改善及び戦略実行のための資金需要に迅速に対応するとともに、機動的かつ株主の利益に十分に配慮した資金調達が必要であると判断し、本株式及び本新株予約権の発行を決定いたしました。

本株式及び本新株予約権の割当予定先であるHM社は、いわゆる機関投資家であるハヤテインベスト株式会社（所在地:東京都中央区、代表者：杉原行洋）を中核とするハヤテグループに属しており、同グループとは単なる資金調達に留まらず、今後のパートナーシップの可能性を模索する方針を共有しております。従いまして、今後、具体的な提携内容について協議し、合意できた場合には、資本業務締結契約を締結する方針です。グローバルな投資実績及び国内において多数の企業調査実績を有するハヤテグループと

の連携は、当社の M&A 及び投資戦略における成功可能性を高めることに加え、機関投資家の視点を当社に持ち込むことで、高い成長と中長期的な企業価値向上に向けた透明性の高い真摯かつ丁寧な情報開示、利益創出に向けた制度設計などの攻めのガバナンスとこれを支えるリスク管理、経営監視機能、内部管理体制などの守りのガバナンスの強化に資するものと考えております。

また、本株式の割当予定先として、当社の代表取締役である石原氏が当社株式を 102,900 株取得する予定です。石原氏は 2017 年６月より取締役として当社の経営に参画した後、サイバージム社との連携強化及び同社との連携をベースとしたサイバーセキュリティ分野における成長戦略、並びにサイバージム社及びエアノス社への投資などを推進してまいりました。このたび、同氏より、中長期的な当社の成長及び株主価値向上の実現に向けたコミットメントをより強化するため、HM 社とともに自身も新株式を取得したいという申し出があり、当社としても同氏への新株式の割当ては、中長期的な成長及び株主価値向上に資するものと判断いたしました。なお、本株式の割当予定数である 102,900 株に同氏が保有する当社第２回新株予約権（業績・株価条件付き）による潜在株式 899,200 株と役員持株会を通じた保有分を含む保有株式 22,700 株を加えると合計で 1,024,800 株となり、2019 年９月 30 日現在の株主名簿を基準とした場合、筆頭株主を超える株式数となります。

なお、当社は当面の資金繰りの改善が急務であることから、アップフロントでの資金調達を図るため、本新株予約権の発行と同時に HM 社に対して、「１．本株式、本新株予約権及び本社債の概要」の「＜本社債＞」に記載の前提条件の充足を条件として、本社債を発行することを決議しております。

また、本第６回新株予約権にかかる行使価額修正選択権は、当社の株価が固定の行使価額を大幅に上回って推移することが想定され、かつ必要と判断した場合を除き、具体的な M&A 及び資本・業務提携における資金ニーズが生じた場合に行使する基本方針であるため、具体的な案件が発生するか、本第５回新株予約権による資金調達額が当初想定額を大幅に下回り、運転資金が必要とならない限り、行使価額修正型に転換する予定はございません。

（２）資金調達方法の概要

次の①乃至④による本件資金調達は、当社が HM 社及び石原氏に対して本株式を、HM 社に対して本新株予約権を割り当て、本株式の発行及び HM 社による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。また、上記「(1) 募集の目的」に記載のとおり、本株式及び本新株予約権の発行と同時に、HM 社に対して本社債を発行することで、本新株予約権の行使を待たずに当社が一定の資金を調達する仕組みとなっており、株価への影響に配慮しつつ、当社の資金需要に迅速に対応することを目指しております。

①本株式 192,700 株

②対象株式数を 1,078,100 株とし、行使期間を２年間とする行使価額修正条項付新株予約権である本第５回新株予約権

③対象株式数を 808,500 株とし、当初は行使価額が固定され、２年間の行使期間中、当社の判断で行使価額修正条項付新株予約権に仕組みを変更することができる行使価額修正選択権付きの新株予約権である本第６回新株予約権

④本株式及び本新株予約権と同時に発行され、額面総額 60,000,000 円、満期までの期間を１年間とする私募無担保普通社債である本社債

本新株予約権及び本社債の概要は以下のとおりです。

①本新株予約権

本第５回新株予約権の当初行使価額は、本新株予約権の発行決議日（以下、この①において「本発行決議日」といいます。）の前取引日の名証終値 354 円とし、2020 年２月 12 日以降、本第５回新株予約権の発行要項第 12 項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の名証終値（同日に終値がない場合は、その直前の終値。以下、この①において同じ。）の 90%に相当する金額（円位未満小数第３位まで算出し、小数第３位の端数を切り上げた金額。以下この①において同じ。）に修正されます。また、下限行使価額は、本発行決議日の前取引日の名証終値 354 円の 50%である 177 円となります。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。

本第６回新株予約権の行使価額は当初固定（本発行決議日の前取引日の名証終値 354 円の 150.00%である 531 円）されていますが、当社は、2020 年２月 12 日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本第６回新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、下記本第６回新株予約権の発行要項第 12 項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の名証終値の 90%に相当する金額に修正されます。また、下限行使価額は本発行決議日の前取引日の名証終値 354 円の 50%である 177 円となります。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。本第６回新株予約権については、本第５回新株予約権と異なり、当初行使価額を上方に設定するとともに行使価額の修正選択権を当社が保有することで、既存株主の持分の希薄化により配慮しつつ、行使価額を下回って株価が推移している状態であっても、機動的な具体的資金需要への対応が可能な設計としております。

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って 60 取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権１個当たり、払込金額と同額（第５回新株予約権については 450 円、第６回新株予約権については 60 円）で、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といい、当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。なお、一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行います。また、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第 166 第２項に定める重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しません。

本新株予約権を修正条項付きとしたのは、行使価額を固定とした場合、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となる可能性があるためです。2018 年７月 11 日に同様のスキームの新株予約権を発行した第三者割当においても、手取資金は当初予定より減少したものの、株価上昇時に行使が進むメリットを享受することができました。また、当初行使価額と行使価額の修正条件が異なる２つの新株予約権を発行する理由は、当社の資金需要や市場環境等を勘案し、より柔軟かつ機動的に資金調達を行うとともに、既存株主の持分の希薄化への影響に配慮しながら自己資本を増強することを可能とするためです。

本株式の数（192,700 株）及び本新株予約権が全て行使された場合の交付株式数（1,886,600 株）を合算した総株式数は 2,079,300 株となり、当社の発行済株式総数 8,984,000 株を分母とする希薄化率は

23.14%（小数第３位を四捨五入）となる見込みです。

②本社債

当社は、本株式及び本新株予約権の発行と同時にHM社に対して、「１．本株式、本新株予約権及び本社債の概要」の「＜本社債＞」に記載の前提条件の充足を条件として、以下に記載の概要にて発行価額総額60,000,000円の本社債を発行することを予定しています。当社と本社債権者の間で締結される予定の社債買取契約において、本社債権者は、本第５回新株予約権の行使による払込累計金額の範囲内において、本社債の元本の全部又は一部の期限前償還を求めることができるとされています。そのため、HM社が本第５回新株予約権を行使した場合、本社債の期限前償還を行う見込みであるため、本第５回新株予約権の行使による払込金額は、本社債の未償還額が残存する限り、概ね本社債の償還に用いられる見込みです。本新株予約権は、将来の当社普通株式の株価の動向次第では行使がされない場合もあり、その場合は本新株予約権の行使による資金調達ができなくなる又は当初想定額を下回る可能性があります。しかしながら、本社債を発行することにより、本新株予約権の行使を待たずに一定の金額の資金調達がアップフロントで可能となり、喫緊に手元資金が必要であることから、本株式及び本新株予約権の発行と同時に本社債の発行を決議いたしました。

なお、名証終値が、本第５回新株予約権の下限行使価額の110%相当額をいずれか任意の時点で３連続取引日間下回った場合等には、本社債権者は本第５回新株予約権の行使をすることなく本社債の元本の全部又は一部の期限前償還を求めることができるとされており、この期限前償還があった場合、かかる償還に必要な資金に手元資金を充当する必要があります。

（３）資金調達方法の選択理由

当社は、資金調達に際し、間接金融の融資姿勢及び財務状況、今後の事業展開等を勘案し、既存株主の利益に対する影響を抑えつつ自己資本を拡充させることを軸として、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。このため、下記「[他の資金調達方法との比較]」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、下記「[本資金調達スキームの特徴]」]に記載のメリット及びデメリットを総合的に勘案した結果、HM社からの提案である第三者割当による本株式及び本新株予約権並びに本社債による資金調達を採用いたしました。

本資金調達スキームは、以下の特徴を有しております。

[本資金調達スキームの特徴]

＜メリット＞

①当初における一定の資金調達

本株式及び本社債の発行により、証券の発行時に一定程度の資金を調達することが可能となっております。

②対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から発行要項に示される1,886,600株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

③取得条項

本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、60取引日前までに本新株予約権者に通知することによって残存する新株予約権の全部または一部を本新

株予約権のそれぞれの発行価額と同額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

④不行使期間

本買取契約において、当社は、本新株予約権の行使期間中、本社債が残存する期間を除き、HM 社が本新株予約権を行使することができない期間(以下、「不行使期間」といいます。)を合計４回まで定めることができます。１回の不行使期間は５連続取引日以下とし、当社は HM 社に対し、当該期間の初日から遡って５取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。各不行使期間の間は少なくとも 10 取引日空けるものとします。これにより、継続的な当社の株価の上昇が見込まれる場合において当社が不行使期間を設定することや当社の判断で株価への影響を抑えることが可能となります。

⑤譲渡制限

本新株予約権は、HM 社に対する第三者割当ての方法により発行されるものであり、かつ本買取契約において譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当先から第三者へは譲渡されません。また、本買取契約により、当社の承認がない限り、当社普通株式について、発行済株式総数の３％を超えて一度の市場外取引で売却することはできません。

＜デメリット＞

①不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るという点において限界があります。

②株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に行使価額の下限を下回る場合や当社が行使価額を修正しない場合などでは、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。また、株価が当初行使価額を下回る状況では資金調達額が当初想定額を下回る可能性があります。

③買取請求

本買取契約には、１）いずれかの取引日において、名証終値が 10 取引日連続して 2020 年１月 23 日の名証終値の 50%(177 円)(但し、本新株予約権の発行要項の定めにより行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整されるものとします。)を下回った場合、２）いずれかの 10 連続取引日間の当社普通株式の１取引日当たりの名古屋証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、2020 年１月 24 日(なお、同日は含まない。)に先立つ 10 連続取引日間の当社普通株式の１取引日当たりの名古屋証券取引所における普通取引の平均売買出来高(但し、本新株予約権の発行要項の定めにより割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとします。)の 75%（38,355 株）を下回った場合（2020 年１月 23 日から起算した当社株式の過去６ヶ月間における１日あたりの平均売買出来高は 79,694 株、過去３ヶ月間における１日あたりの平均売買出来高は 90,126 株、過去１ヶ月間における１株あたりの平均売買出来高は 69,583 株となっております。)、３）HM 社が本新株予約権の行使期間満了の１ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、４）名古屋証券取引所における当社普通株式の取引が５取引日以上の期間にわたって停止されている場合には、HM 社は、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部を買い取ることを請求することができる旨

が定められる予定です。当社は、当該買取請求に係る書面が到達した日から起算して５取引日目の日（但し、本新株予約権の行使期間の満了日が先に到来する場合は、当該満了日）において、本第５回新株予約権１個当たり、本第５回新株予約権に係る発行価額と同額の金銭、本第６回新株予約権１個当たり、本第６回新株予約権に係る発行価額と同額の金銭と引換えに、当該買取請求に係る本新株予約権の全部を買取ります。なお、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該取得請求に係る本新株予約権については、当社が HM 社に支払うべき発行価額相当額の支払義務は消滅又は免除されることはありません。本新株予約権発行後、当社普通株式の株価が大幅に下落した場合、名古屋証券取引所における当社普通株式の平均売買出来高が大幅に減少した場合、本新株予約権の行使期間満了の１ヶ月前の時点で HM 社が未行使の本新株予約権を保有している場合等において、HM 社が当社に対して本新株予約権の買取請求を行った場合には、本新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、本新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払いが必要になることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

④権利不行使

本新株予約権については、HM 社が本新株予約権の行使を行わない可能性があり、権利が行使されない場合、資金調達額は、当社が想定した額を下回る可能性があります。また、本社債の未償還額が残存した場合、手元資金等を本社債の償還に充当しなければならなくなり、財政状態が悪化する可能性があります。

⑤エクイティ性証券の発行の制限

本買取契約において、当社は、本買取契約締結日から、１）本新株予約権の行使期間の満了日、２）当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、３）当社が HM 社の保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び４）本買取契約が解約された日のいずれか先に到来する日から６ヶ月後までの間、当社は、HM 社の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはならないこととされているため、資金調達方法について制約を受けることとなります。但し、①当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合（当該ストック・オプションの行使により株式を発行する場合を含みます。）、及び②当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限られます。）を除きます。

［他の資金調達方法との比較］

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下の通りです。

１）公募増資、株主割当(ライツ・オファリング)

当社が新規事業向けを含めた重点分野への先行投資を推進していることで収益が不安定であることや当社普通株式の取引状況において売買出来高の増減が大きく、継続して一定の流動性を確保できていない状況等を考えると一般公募や株主割当(ライツ・オファリング)による発行株式が市場で安定的に消化されるのは困難と思われるため、適切でないと判断しました。

2）金融機関からの借入

調達金額全額が負債となるため財務健全性が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があります。調達する資金の使途とのバランスを考慮し、今回の資金調達の方法として適当ではないと判断いたしました。

3）第三者割当による新株予約権付社債又は行使価額修正条項付新株予約権のみの発行

当社が今回予定する規模の資金調達の全額を新株予約権付社債で調達した場合は、発行と同時に資金調達ができ、また株式の希薄化は一気に進行しないというメリットがあります。しかしながら、社債の株式の転換が進まなかった場合、満期時に社債を償還する資金手当てが別途必要になります。資金手当てができなかった場合、デフォルトを起こし、経営に甚大な影響を与えるリスクがあります。また、転換又は償還が行わるまで利息負担が生じることにもなります。このような新株予約権付社債においても、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。また、今回の資金調達額の全部を行使価額修正条項付き新株予約権で調達した場合についても、急激な株式の希薄化を抑制できるという新株予約権付社債と同様のメリットがありますが、一方で、当社普通株式の株価の動向次第では新株予約権の行使が進まない可能性があり、当社の直近の資金需要にも対応できる適時の資金調達手段として適当でないという懸念があります。

これらに対し、本株式及び新株予約権の発行は、本株式の発行により証券の発行時点で一定の金額を調達できる上、新株予約権については、一般的に段階的に権利行使がなされるため、希薄化も緩やかに進むことが想定され、既存株主の株式価値への悪影響を緩和する効果が期待できます。また、本新株予約権は、発行後いつでも、本新株予約権者に 60 取引日前に通知することによって残存する新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額と同額で取得することができることとなっており、希薄化の防止や資本政策の柔軟性を確保した設計としております。加えて、HM 社から提案された資金調達方法においては、HM 社が本株式及び本新株予約権の発行と同時に本社債の引受を行うことにより、当社が資金調達を予定する金額の一部を本社債の発行代わり金として証券の発行時に調達することが可能となっております。そして、本社債には利息が付されておらず、ゼロクーポンで発行することとされており、当社は本社債が未償還である間の利息負担を回避できます。このような本株式、本新株予約権及び本社債を組み合わせた仕組みにより、証券の発行時に一部の資金調達を可能としつつも、社債による財務負担を一定程度抑制することができ、新株予約権の段階的な行使による本社債の償還の実現と、株価への即時の悪影響を緩和することが可能となります。

以上の検討の結果、割当予定先から提案を受けた本株式、本新株予約権及び本社債の発行による、証券の発行時に一定の資金を調達しつつ、証券の発行後に段階的に資金を調達していく本件の資金調達は、上記の他の資金調達方法よりも現実的な選択肢であり、既存株主の利益にもかなうものと判断いたしました。

３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（１）調達する資金の額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
877,691,670	11,200,000	866,491,670

（注）１．払込金額の総額は、本株式の払込金額の総額（61,394,220 円）、本新株予約権の払込金額の総額（5,336,550 円）に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（810,960,900 円）を合算した金額であります。

	発行価額の総額（円）	行使に際して払い込むべき金額の合計額（円）
本株式	61,394,220	－
本第５回新株予約権	4,851,450	381,647,400
本第６回新株予約権	485,100	429,313,500
合計	66,730,770	810,960,900

２．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

３．発行諸費用の概算額の内訳は、株式会社プルータス・コンサルティングへの新株予約権公正価値算定費用（4,200 千円）、登録免許税（3,000 千円）、弁護士費用（500 千円）、有価証券届出書作成費用その他（3,500 千円）です。

４．払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を取得し、又は買取った場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

（２）調達する資金の具体的な使途

本株式及び本新株予約権発行による上記差引手取概算額 866,491,670 円については、本社債償還資金、人件費等の運転資金又は子会社に対する出資・融資、M&A 及び資本・業務提携に関わる資金に充当する予定であり、具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

＜本株式＞

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
当社の人件費等の運転資金	61	2020 年２月から 2020 年５月

＜本新株予約権＞

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
(i)本社債償還資金	60	2020 年２月から 2021 年２月
（参考：本社債の資金使途）		
・当社の人件費等の運転資金	30	2020 年２月から 2020 年５月
・子会社に対する融資	30	2020 年２月から 2020 年５月
(ⅱ)当社の人件費等の運転資金及び当社グループのエンジニア等の採用費用等	149	2020 年２月から 2021 年２月
(ⅲ)子会社に対する融資	130	2020 年２月から 2021 年２月
(ⅳ)M&A 及び資本・業務提携に関わる資金・費用	466	2020 年２月から 2021 年 12 月

（注）当社は本新株予約権の払込みにより調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金にて安定的な資金管理を図る予定であります。

【2018年６月25日付発行決議の第三者割当の使途と充当状況】

当社は前回ファイナンスにより、資金調達いたしましたが、上記「２．募集の目的及び理由（１）募集の目的」に記載のとおり、SCH 社への継続的な追加融資及び LA アリーナの販売代金の入金遅延を主な要因と

して、当社の手元資金が十分とは言えない状況となり、前回ファイナンスの調達資金の具体的な使途及び時期を、以下のように変更し、充当いたしました。

＜変更の内容＞

変更前の調達資金（1,417百万円）の資金使途（当初予定）

具体的な使途	金額 （百万円）	支出予定時期
（ⅰ）本社債償還資金	250	2018年７月から2019年７月
（参考：本社債の資金使途） 子会社に対する出資及び融資	250	2018年７月から2020年３月
（ⅱ）子会社に対する出資及び融資	50	2018年７月から2020年３月
（ⅲ）M&A及び資本・業務提携に関わる資金	1,017	2018年７月から2020年３月
（ⅳ）人件費等の運転資金	100	2018年７月から2020年３月

変更後の調達資金（1,090百万円）の具体的な使途

具体的な使途	金額 （百万円）	支出予定時期
（ⅰ）本社債償還資金	250	2018年７月 全額充当済み
（参考：本社債の資金使途） 子会社に対する融資	250	2018年７月から2018年９月 全額充当済み
（ⅱ）子会社に対する融資	102	2018年９月から2018年10月 2019年５月から2019年８月 全額充当済み
（ⅲ）M&A及び資本・業務提携に関わる資金	597	2018年７月から2019年8月 全額充当済み
（ⅳ）人件費等の運転資金 （サイバーセキュリティ分野及びマーケティング分野におけるエンジニア等の採用費用等）	52	2018年７月から2019年８月 全額充当済み
（ⅴ）人件費等の運転資金 （当社の人件費等の経費）	89	2019年５月から2019年8月 全額充当済み

【本件第三者割当】

(i)本社債償還資金、人件費等の運転資金又は子会社に対する融資

当社グループの前連結会計年度の売上高は1,050百万円（前期比4.2%増）、営業損失は380百万円（前期15百万円の利益）、経常損失は398百万円（前期19百万円の利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は411百万円（前期42百万円の利益）となりました。当第２四半期連結会計期間の業績についても、売上高638百万円（前期比39.5%増）、営業損失290百万円（前期38百万円の損失）、経常損失484百万円（前期39百万

円の損失)、親会社株主に帰属する当期純損失497百万円（前期45百万円の損失）を計上し、当第２四半期末時点における現預金残高は177百万円（当第３四半期末時点における現預金残高は147万円)、流動比率は75.8%となり、その後のLAアリーナの販売代金の入金もなく、SCH社の米国部門が未だ収益への貢献には至っていないことから財政状態の改善が急務となっております。また、前回ファイナンスで調達した資金のうち352百万円をSCH社へ融資しておりますが、今後も同社事業の進捗状況により費用が先行する可能性があるため、SCH社の事業が収益化するまでの同社の運転資金及び設備資金、並びに当該事業の収益が拡大し当社の運営経費を賄えるようになるまでの当社の運転資金が必要となっております。

一方で、サイバーセキュリティ市場はこれまでの予想を上回る拡大を見せており、この旺盛かつ多様な顧客需要に応えるとともに、競争が激化するなか当社グループの提供するソリューションの競合優位性を維持し、さらに強化する必要があります。そのためには、経営管理体制の強化を図りながら、重点戦略分野における事業拡大に向けサイバーセキュリティに特化したエンジニアやデータサイエンティストの確保・育成、その他新規事業の開発・推進、既存事業の拡大、新規商材の獲得、グループ会社の増加、グローバル展開等に対応し得る高度な専門知識かつ豊富な経験を有する優秀な人材の確保・育成も引き続き急務であると考えております。

当社は、本株式の発行により調達する61百万円及び本社債の発行により調達する60百万円を合わせた121百万円のうち、当社の人件費、賃借料、監査報酬、株式事務手数料又はその他開示関連コスト等の運転資金として91百万円を、SCH社の事業が収益化するまでの間の財政支援を行うため、同社の人件費、マーケティング費用、外注費又はサイバーアリーナにかかる賃借料・保守料等の運転資金向けの貸付金として30百万円を充当する予定です。これに加え、本第５回新株予約権の行使による調達額のうち、当社又は当社子会社における高度な専門知識かつ豊富な経験を有する優秀な人材の採用・育成にかかる費用として40百万円を、当社における上記と同様の運転資金として109百万円を、並びにSCH社における上記と同様の運転資金向けの貸付金として104百万円を、及びサイバーアリーナの機能拡張にかかる設備資金向けの貸付金として26百万円をそれぞれ充当する予定です。

また、本社債は、当社と本社債権者との間で締結される予定の社債買取契約において、本社債権者であるHM社により、本第５回新株予約権の行使による払込累計金額の範囲内において、当社に償還を請求することが可能とされており、HM社は本新株予約権の行使に概ね沿って本社債の償還請求を行う見込みとなっております。そのため、本社債の償還は、実質的に本新株予約権の行使により当社が調達した資金をもって行うこととなることから、本第５回新株予約権の行使による調達資金は、本社債60百万円の償還に優先的に充当されます。

（ⅱ）M&A及び資本・業務提携に関わる資金・費用

当社を取り巻く事業機会を取り込み、当社グループの高い成長に結びつけるためには、M&Aや資本・業務提携等を活用した最先端の情報、技術力及びノウハウの獲得並びに新規事業開発が不可欠と認識しております。

このような認識のもと、当社グループは、主にサイバーセキュリティ分野及びマーケティング分野におけるM&A及び資本・業務提携先を積極的に模索しております。具体的には、サイバーセキュリティ分野において、付加価値の高いサイバーセキュリティソリューションを提供するための技術力・開発力、製品・サービス又は人材を有する企業、マーケティング分野において、マーケティングリサーチサービスやセールスプロ―モーションサービスの付加価値を高め、また、新サービスを展開することで事業収益を獲得す

るため、IoT、AI（人工知能）、ビッグデータ、アナリティクス又はデジタルマーケティングの技術を活用したマーケティング製品やサービス等を展開する企業がその主な対象となります。

当社グループは、前回ファイナンスの決議後27件の提携を行いましたが、サイバージム社との資本提携を除き出資を伴わない業務提携となり、投資条件等のミスマッチ、投資先候補の不足、子会社への融資等による投資資力の減少により、前回ファイナンスによる調達資金のM&A及び資本・業務提携に関わる資金・費用としての充当は597百万円にとどまりました。しかしながら、当社グループといたしましては、上記のM&A及び資本・業務提携に関わる資金・費用として、本件調達総額から他の使途での充当額の差引額となる466百万円を充当する予定です。なお、過去５年間の実績金額及び検討案件における金額は１件あたり数千万円から数億円程度であり、現在提案を受けている案件の出資規模は２千万円から２億円となります。

M&A等においては、スピード感を持った取組みが不可欠であること、案件が発生する時期が不確実であることに鑑み、必要なタイミングで資金を手当てできないことによる機会損失リスクを避けるため、今回の資金調達において先行して機動的に資金を確保できる状況としておく必要があると判断いたしました。本第６回新株予約権にかかる行使価額修正選択権は、当社の株価が固定の行使価額を大幅に上回って推移することが想定され、かつ必要と判断した場合を除き、具体的なM&A及び資本・業務提携における資金ニーズが生じた場合に行使する基本方針であるため、具体的な案件が発生するか、本第５回新株予約権による資金調達額が当初想定額を大幅に下回り、運転資金が必要とならない限り、行使価額修正型に転換する予定はございません。

また、M&A等の資金の支出予定期間内において、当社が希望する条件のM&A等の案件が成立に至らなかった場合であっても、引き続き、案件の発掘・選定を継続し、具体的な案件が成約した段階で資金を充当する予定であり、現時点においては、代替使途は想定しておりません。その場合は、改めて当社で使途についての取締役会決議を行い、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また株価が長期的に行使価額を下回る状況等では権利行使がされず、本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したものではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。上記本新株予約権の手取金の使途に記載した費用の支出が本新株予約権の行使に先行した場合には、当該費用を一時的に手元資金又は借入金にて賄い、必要な本新株予約権の行使がなされ、行使に係る払込がなされた後に、当該行使に係る払込金を、順次かかる手許資金の補填又は借入金の返済に充当する予定です。また、本新株予約権が行使されずに調達資金が不足した場合は、手元資金又は金融機関からの資金調達等、他の方法により資金調達を行うことで不足分を補完する予定です。ただし、想定した資金が調達できない場合には、当社の希望するM&A及び資本・業務提携を実行できない可能性があり、その場合における本新株予約権の行使により調達した資金は、その時点の事業環境、財務状況等に鑑み、上記いずれかの資金に充当する方針であるため、現時点では具体的な使途にかかる優先順位を設定しておりません。

４．資金使途の合理性に関する考え方

今回の資金調達が予定どおり実現されれば、上記「２．募集の目的及び理由（１）募集の目的」、「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（２）調達する資金の具体的な使途」に記載した各取組みに必

要な資金を獲得できると考えております。この資金を有効に活用することによって、当社グループの資金繰りの改善を図るとともに、成長戦略を実行し企業価値の向上を実現することは、既存株主の利益にもつながるため、当該資金の使途は一定の合理性を有していると判断しております。

５．発行条件等の合理性

（１）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①本株式

本株式の発行価額は、本株式の発行に係る取締役会決議日の前取引日(2020 年１月 23 日)の名証終値の 90%に相当する金額といたしました。当該取締役会決議日の前取引日における名証終値を基準として採用することといたしましたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。当社は、上記払込金額の算定根拠につきましては、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010 年４月１日制定)に準拠しているものと考え、ディスカウント率を含め、HM 社と十分に協議した結果、当該払込金額は割当予定先に特に有利な金額ではないと判断し、また、石原氏の同意を得たことから、本株式の払込金額を決定いたしました。

なお、本株式の払込金額は、本株式の発行に係る取締役会決議日の前取引日(2020 年１月 23 日)までの直前１ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である 367 円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。)に対して 13.19%のディスカウント(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。)、同直前３ヶ月間の終値単純平均値である 344 円に対して 7.38%のディスカウント、同直前６ヶ月間の終値単純平均値である 400 円に対して 20.35%のディスカウントとなる金額です。

なお、石原氏は、当社の特別利害関係人であるため、本新式の発行決議に参加しておりません。また、当社監査役会から、本株式の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

②本新株予約権

本新株予約権の発行価額は、第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（所在地：東京都千代田区霞が関３－２－５、代表取締役：野口　真人）に算定を依頼しました。当該算定機関は、本新株予約権の価値について、権利行使期間（２年間)、権利行使価額（本第５回新株予約権 354 円、本第６回新株予約権 531 円)、当社株式の 2020 年１月 23 日の株価（354 円)、株価変動率（ボラティリティ 115.50%)、配当利回り（０%）及び無リスク利子率（▲0.121%）を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、当社は取得条項（コール・オプション）を発動せず、資金調達のために本第６回新株予約権に係る行使価額修正選択権を行使しその行使価額の修正を随時行うこと、HM 社は株価が下限行使価額を上回っている場合において、市場への影響を配慮しつつ、一様に分散的な権利行使を行うこと、等を想定しております。

これらの算定方法により、当該算定機関の算定結果は、本第５回新株予約権１個当たり 450 円（１株当たり 4.5 円)、本第６回新株予約権１個当たり 60 円（１株当たり 0.6 円）となりました。当社は、この算定結果を参考として、本第５回新株予約権の１個当たりの払込金額を金 450 円としました。また、

本第５回新株予約権の行使価額は、当初、本発行決議日の前取引日である 2020 年１月 23 日の名証終値と同額の 354 円としました。次に、本第６回新株予約権の１個当たりの払込金額を金 60 円としました。また、本第６回新株予約権の行使価額は、既存株主の持分の希薄化と行使による資金調達額を勘案し、当初、本発行決議日の前取引日である 2020 年１月 23 日の名証終値の 150.00％にあたる 531 円としました。なお、本新株予約権の下限行使価額及び行使価額の修正に係るディスカウント率は、本新株予約権の行使により当社グループの資金繰りを改善し、成長戦略に必要な資金を調達することが今後の当社の業績及び財務面において重要であり、本新株予約権の行使を促進する必要があること、最近の他社の同様のスキームにおける下限行使価額、ディスカウント率、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、HM 社との間での協議を経て、下限行使価額については、本発行決議日の前取引日である 2020 年１月 23 日の名証終値の 50.00％にあたる 177 円とし、ディスカウント率については、修正日の前取引日の名証終値の 10％としました。

当社は、本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準、第三者評価機関による本新株予約権の価値の評価結果を勘案の上、これらを総合的に検討した結果、本新株予約権の払込金額の決定方法及び本新株予約権の払込金額は合理的であると考えており、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

さらに、当社監査役３名全員（うち会社法上の社外監査役２名）から、本新株予約権の発行価額が HM 社に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当しない旨の見解を得ております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本株式の数（192,700株）及び本新株予約権が全て行使された場合の交付株式数（1,886,600株）を合算した総株式数は2,079,300株となり、当社の発行済株式総数8,984,000株を分母とする希薄化率は23.14％（当社普通株式に係る議決権の総数に対する割合は23.14％。小数第３位を四捨五入）となる見込みです。

しかしながら、当社としては、このような希薄化が生じるものの、上記のとおり、本資金調達により調達した資金を上記の資金使途に充当することにより当社の資金繰りを改善するとともに事業基盤を強化・拡大させ、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図ることにつながり、本資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しました。

なお、全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社の普通株式数1,886,600株に対し、2020年１月23日から起算した、当社過去６ヶ月間における１日あたりの平均売買出来高は79,694株、過去３ヶ月間における１日あたりの平均売買出来高は90,126株及び過去１ヶ月間における１日あたりの平均売買出来高は69,583株となっております。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である２年間（年間取引日数：245日/年営業日で計算）で行使して希薄化規模が最大化になった場合、１日あたりの売却数量は3,850株となり、上記過去６ヶ月間における１日あたりの平均出来高の4.83％（小数第３位を四捨五入）に留まることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、本新株予約権の行使により発行された当社株式の売却は、当社株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

また、当社は、本買取契約において、契約締結日以後の各暦週での名古屋証券取引所における当社普通

株式の普通取引の売買出来高の30%を超える水準で、HM社が当社株式を売却できないことを、該当する暦週の直前の金曜日（又は同日が取引日でない場合は、その直前の取引日）までに請求することができます。

６．割当予定先の選定理由等

（１）割当予定先の概要

【HM社】

①	名　　称	ハヤテマネジメント株式会社
②	所　在　地	東京都中央区日本橋兜町 6-5
③	代表者の役職・氏名	代表取締役　鈴木　智之
④	事　業　内　容	商業、投資業、コンサルティング及びアドバイザリー業
⑤	資　本　金	1,000 万円
⑥	設　立　年　月　日	2019 年 10 月８日
⑦	発 行 済 株 式 数	普通株式 200 株
⑧	決　算　期	９月 30 日
⑨	従　業　員　数	３人
⑩	主　要　取　引　先	個人及び法人 （予定）
⑪	主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行
⑫	大株主及び持株比率	杉原　行洋　100%
⑬	当事会社間の関係	
	資　本　関　係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人　的　関　係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取　引　関　係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。
⑭	最近３年間の経営成績及び財政状態	
	設立初年度であるため、該当事項はありません。	

（注）当社は、HM社、同社の役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないことについて、同社からその旨を証する書面を受領し確認しております。加えて、HM社、ハヤテインベストメント株式会社（所在地:東京都中央区日本橋兜町六丁目5番、代表者:杉原氏）並びにこれらの役員及び株主（以下「HM社関係者」という。）について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社JP リサーチ＆コンサルティング(所在地：東京都港区虎ノ門３－７－12、代表者：古野啓介)に調査を依頼した結果、HM社関係者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を受領いたしました。従いまして、当社はHM社並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係ないものと判断しており、その旨の確認書を名古屋証券取引所に提出しております。

【石原氏】

①	氏　　名	石原　紀彦
②	住　　所	東京都世田谷区
③	職　　業	会社役員
④	当事者間の関係	
	資本関係	当社第２回新株予約権 8,992 個（潜在株式 899,200 株）及び当社普通株式 22,700 株（役員持株会を通じた保有分 4,000 株を含む。）を保有しております。
	人的関係	当社及び当社子会社 SCH 社の代表者、当社子会社 CEL 社の取締役を務めております。
	取引関係	当社と石原氏との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と石原氏との間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当社及び当社子会社 SCH 社の代表者、当社子会社 CEL 社の取締役を務めており、関連当事者に該当いたします。

（注）石原氏は当社の代表者であります。また、同氏の当社役員就任時に暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて調査を実施し、該当がないものと判断していること、並びに当社が「コーポレートガバナンス報告書」にて公表の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」に記載の対応をしていることなどから、同氏は反社会的勢力とは関係ないものと判断しております。また、下記「（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」に記載の石原氏の本株式に係る払込金額の貸付人である会社役員並びにその主要関係企業役員及び関係人物についても第三者調査機関である株式会社セキュリティ＆リサーチ（所在地：東京都港区赤坂 2-8-11、代表者：羽田寿次）に調査を依頼した結果、当該会社役員等について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示すまでの該当情報が無い旨の調査報告書を受領いたしました。従いまして、当社は当該会社役員等が反社会的勢力とは関係ないものと判断しております。

（２）割当予定先を選定した理由

当社は、上記「２．募集の目的及び理由（１）募集の目的」に記載した背景から、2019年６月頃より間接金融からの調達のみならず、直接金融からの調達も含め、資金調達方法を模索してまいりました。また、今後の継続的な成長を実現するための戦略的パートナーとの資本提携の検討を進めてまいりました。その中で、2019年６月下旬頃に、当社の代表取締役である石原紀彦が、自身と以前から交流のあったハヤテインベストメント株式会社を中核とするハヤテグループの代表者である杉原氏に当社の資金調達及び戦略的パートナーとの資本提携について相談したところ、同氏より、当社とハヤテグループとの資本業務提携を視野に入れた資金調達スキームの提案を受けたことから、当事者間における協議及び検討を進めておりました。その後、同氏より、同グループにおいて投資信託事業以外の事業を手掛け、経営支援を主要業務とするHM社を設立し、同社を割当予定先とする資金調達のストラクチャー・基本条件が提示され、その後の協議の過程で設計された今回の資金調達スキームは、当社の資金調達ニーズを満たすものであり、また、当社の既存株主に配慮された内容であると判断いたしました。

同グループはグローバルな投資実績と国内において多数の企業調査実績を有している、いわゆる機関投

資家です。同グループとの連携は、当社におけるM&A及び投資戦略の成功可能性を高めることに加え、機関投資家の視点を当社に持ち込むことで、高い成長と中長期的な企業価値向上に向けた透明性の高い真摯かつ丁寧な情報開示、利益創出に向けた制度設計などの攻めのガバナンスとこれを支えるリスク管理、経営監視機能、内部管理体制などの守りのガバナンスの強化に資するものと考えており、また、日本企業の成長を支援する同グループの投資方針などを総合的に勘案した結果、本株式及び本新株予約権の第三者割当の割当予定先として適切と判断いたしました。なお、資本業務提携の締結可否とその内容につきましては鋭意協議を行い、決定次第、開示いたします。

また、当社代表取締役の石原氏を割当予定先として選定した理由は、当社において同氏がサイバージム社との連携強化及び同社との連携をベースとしたサイバーセキュリティ分野における成長戦略、並びにサイバージム社及びエアノス社への投資などを推進してきており、このたび、同氏より、中長期的な当社の成長及び株主価値向上の実現に向けたコミットメントをさらに強化するため、HM社とともに新株式を取得したいという申し出を受け、当社としても同氏への新株式の割当ては、中長期的な成長及び株主価値向上に資するものと判断したためです。

（３）割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社と割当予定先との間に継続保有及び預託にかかる取決めはありませんが、石原氏に関しては本株式を中長期保有する方針である旨の口頭による表明を得ております。HM社に関しましては、同社の投資判断により比較的短期間で売却される可能性があります。但し、HM社代表取締役の鈴木氏及びハヤテグループ代表の杉原氏と当社代表取締役の石原との面談において、HM社より、当該株式の一部又は全部について、当社グループを支援し企業価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る方針である旨、当社との資本業務提携の内容及び進捗に基づき中長期保有する可能性がある旨、並びに当社の支配株主となる意思はなく、また、当社株式を市場で売却する場合には、株価の状況や市場での株式取引状況に鑑みながら実施する旨の口頭による表明を得ております。なお、当社は、割当予定先から、本株式の払込期日から２年以内に本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を名古屋証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

また、本新株予約権について、当社とHM社との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、以下の事項等を定めた本買取契約を締結する予定です。

①当社がHM社に対して、各暦週での名古屋証券取引所における当社株式の普通取引の出来高の30%を超える水準で、同取引所における普通取引で当社株式を売却できないことを請求することができる旨、及びHM社が発行済株式総数の３％を超える当社株式を一度の市場外取引で売却する場合、当社の事前の承諾を要する旨

②本新株予約権（本第６回新株予約権については、当社取締役会の決定によりその行使価額が修正されることとなった場合に限ります。）について、名古屋証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第36条及び上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い18、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、制限超過行使を制限するよう措置を講じるため、(a) HM社が制限超過行使を行わないこと、(b) HM社が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予

約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、(c) HM社が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記 (a) 及び (b) に定める事項と同様の内容を約させること、(d) HM社は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記 (a) 及び (b) に定める事項と同様の内容を約させること、(e) 当社はHM社による制限超過行使を行わせないこと、(f) 当社は、HM社からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。）との間で、当社とHM社が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等

③HM社が本新株予約権を第三者に譲渡する場合、当社取締役会による事前の承認を要する旨（当該譲渡がなされた場合、直ちにその内容について開示いたします。この譲渡承認にあたっては、当社は譲受先の本人確認、反社会的勢力との関係の有無、本新株予約権行使のための払込原資の確認を事前に実施いたします。）

④本新株予約権が残存する限り、HM社が当社株式を1,000,000株以上保有する場合、当社取締役会の事前の承諾を要すること

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

HM社より、本株式、本新株予約権及び本社債に係る払込金額については、払込期日にその全額を払い込む旨及び必要となる資金も確保されている旨、並びに本新株予約権の行使価額についても、実際に行使する場合に必要となる資金の手配について特に支障はない旨について、HM社の代表者である鈴木氏及び杉原氏より口頭で表明を得ております。これに加えて、当該払込みが、杉原氏によるHM社への貸付金を原資として行うこととなる旨を同氏より口頭にて確認のうえ、同社と同氏間の2019年11月1日付極度貸付契約書（貸付極度額：20億円、期間：2029年12月31日まで、無利息、無担保、2019年１月20日現在の貸付金残高1.5億円）の写し、同社の2020年１月20日付銀行取引明細の写し、並びに同氏が全株式を保有するハヤテグループ各社に係る直近の決算書（2018年12月期及び2019年６月期）の写しを受領し、同社による本株式、本新株予約権及び本社債の払込み、並びに本新株予約権の行使に係る払込みについて、特段の支障がないことを確認しております。

石原氏につきましては、当該払込にかかる原資が、同氏の資産管理会社であるサンインベストメント合同会社（以下、「SI社」といいます。）による同氏の10年来の知人である会社役員からの借入金となる旨を石原氏より口頭にて確認のうえ、SI社と当該役員間の2019年11月24日付金銭消費貸借契約書（貸付額：5千万円、借入期間5年間、金利：２％、無担保)、SI社と石原氏間の金銭消費貸借契約書（貸付額：5千万円、借入期間5年間、金利：２％、無担保)、及び石原氏の預金通帳の写しを受領し、同氏による本株式に係る払込みについて、特段の支障がないことを確認いたしました。

これらの確認に基づき、当社においては割当予定先による払込みに要する資金の確保状況について、問題はないものと判断しております。

（５）株券貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

７．大株主及び持株比率

割当前（2019年9月30日現在）		割当後	
西澤管財株式会社	11.13%	西澤管財株式会社	9.04%
村松澄夫	10.20%	村松　澄夫	8.29%
カブドットコム証券株式会社	2.15%	カブドットコム証券株式会社	1.75%
株式会社SBI証券	2.14%	株式会社SBI証券	1.74%
松井証券株式会社	1.84%	松井証券株式会社	1.49%
米田　豊	1.32%	石原　紀彦	1.14%
株式会社HATASE HOLDINGS	1.28%	米田　豊	1.07%
窪田　康弘	1.06%	株式会社HATASE HOLDINGS	1.04%
米田　研介	0.90%	窪田　康弘	0.86%
滝川　武則	0.90%	米田　研介	0.73%

（注）１．持株比率は2019年９月30日現在の株主名簿上の株式数によって算出しており、小数点第３位を四捨五入して算出しております。

２．割当後の大株主及び持株比率は、本株式192,700株が発行され、かつ、本新株予約権の全て（潜在株式数1,886,600株）が行使された後の発行済株式数に基づき記載しております。

３．現時点でHM社はその投資判断で当社株式を売却する方針ですが、今後、同社と資本業務提携を締結した場合には、同社は当社株式を中長期保有する可能性があります。ただし、今後の資本業務提携の成否及び提携が成立した場合の保有比率の見込みが現時点で不明であることから、HM社については割当後の状況は記載しておりません。

４．石原氏の持株比率は、役員持株会を通じた保有分も含めて算出しております。

８．今後の見通し

本第三者割当は当社の自己資本及び手元資金の拡充に寄与することが考えられますが、当期の業績に与える影響はありません。なお、開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

９．企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、希薄化率が25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないこと、また本新株予約権がすべて行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないことから、名古屋証券取引所の上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第34条「第三者割当に係る遵守事項」に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10．最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（１）最近３年間の業績

決算期	2017年３月期	2018年３月期	2019年３月期
連結売上高	1,712百万円	1,008百万円	1,050百万円
連結営業利益（△損失）	25百万円	15百万円	△380百万円
連結経常利益（△損失）	23百万円	19百万円	△398百万円
親会社株主に帰属する当期純利益（△損失）	6百万円	42百万円	△411百万円
１株当たり連結当期純利益（△損失）	0.90円	5.73円	△49.43円

１株当たり配当金	―	―	―
１株当たり連結純資産	90.53円	95.19円	160.38円

（２）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2020年１月24日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	8,984,000株	100.00％
現時点の行使価額における潜在株式数	899,200株	10.01％
下限値の行使価額における潜在株式数	―	―
上限値の行使価額における潜在株式数	―	―

（注）上記潜在株式数は、第２回新株予約権に係る潜在株式数です。

（３）最近の株価の状況

①　最近３年間の状況

	2017年３月期	2018年３月期	2019年３月期
始値	168円	131円	302円
高値	210円	490円	1,848円
安値	108円	122円	219円
終値	132円	303円	593円

②　最近６ヶ月間の状況

	2019年８月	2019年９月	2019年10月	2019年11月	2019年12月	2020年１月
始値	550円	409円	403円	293円	385円	390円
高値	569円	447円	429円	379円	397円	402円
安値	404円	390円	297円	286円	325円	352円
終値	408円	404円	301円	375円	396円	354円

（注）2020年１月の状況につきましては、2020年１月23日現在で表示しております。

③　発行決議日の前取引日における株価

	2020年１月23日現在
始値	362円
高値	364円
安値	352円
終値	354円

（４）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①第２回新株予約権（有償ストック・オプション）の発行

割当日	2017年10月16日
発行新株予約権数	8,992個

発行価額	899,200円（１個当たり100円）
行使総額	270,659,200円
行使条件	（注）
行使期間	2019年７月１日から2023年６月30日まで
割当先	当社代表取締役社長　石原　紀彦　8,992個（899,200株）
募集時における発行済株式数	7,494,000株
当該募集による潜在株式数	899,200株
現時点における行使状況	―

（注）新株予約権の行使の条件

(1)第２回新株予約権者は、2019年３月期から2021年３月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、経常利益が以下に掲げる条件のいずれかを充たしている場合に、割当てを受けた第２回新株予約権のうち当該定めに掲げる割合（以下「行使可能割合」という。）を限度として、当該条件を最初に充たした事業年度に係る有価証券報告書の提出日の翌月1日から第２回新株予約権を行使することができる。

①1億円を超過した場合： 行使可能割合 33.3%

②2億円を超過した場合： 行使可能割合 66.6%

③3億円を超過した場合： 行使可能割合 100%

(2)上記(1)の条件に加えて、第２回新株予約権者は、行使日の前日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値（但し、行使日の前日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）が300円以上の場合にのみ、第２回新株予約権を行使することができる。

②第三者割当による第３回及び第４回新株予約権の発行

割当日	2018年７月11日
発行新株予約権数	14,900個 第３回新株予約権 12,000個 第４回新株予約権 2,900個
発行価額	総額12,290,000円 （第３回新株予約権１個につき1,000円、第４回新株予約権１個につき100円）
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	1,471,490,000円（差引手取金概算額：1,417,391,000円） （内訳） 第３回新株予約権 新株予約権発行による調達額：12,000,000円 新株予約権行使による調達額：1,111,200,000円 第４回新株予約権 新株予約権発行による調達額：290,000円

	新株予約権行使による調達額：348,000,000円 差引手取金概算額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資された財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。
行使期間	2018年7月12日から2020年7月10日まで
割当先	マッコーリー・バンク・リミテッド
募集時における発行済株式数	7,494,000株
当該募集による潜在株式数	1,490,000株（新株予約権１個につき100株） 第３回新株予約権　1,200,000株 第４回新株予約権　290,000株 第３回新株予約権の下限行使価額は463円、第４回新株予約権の下限行使価額は463円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は、1,490,000株です。
現時点における行使状況	行使済株式数：1,490,000株 （残新株予約権数　0株）
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	1,090百万円
発行時における当初の資金使途	社債償還資金（当該社債の資金使途は子会社に対する出資及び融資）、子会社に対する出資及び融資、M&A及び資本・業務提携に関わる資金並びに人件費等の運転資金
現時点における充当状況	当該調達資金は、社債償還資金250百万円（当該社債の資金使途は子会社に対する融資250百万円）、子会社に対する融資102百万円、M&A及び資本・業務提携に関わる資金597百万円、人件費等の運転資金141百万円として全て充当しております。なお、当社は当初の資金使途を変更しており、詳細は15ページの「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期　（２）調達する資金の具体的な使途　【2018年６月25日付発行決議の第三者割当の使途と充当状況】」をご参照ください。

11．発行要領

別紙記載のとおり

以　上

別紙１

株式会社バルクホールディングス　普通株式（第三者割当）

発行要項

１．募集株式の種類	当社普通株式　192,700 株
２．払込金額	１株につき 318.6 円
３．払込金額の総額	61,394,220 円
４．増加する資本金及び資本準備金の額	資本金　　30,697,110 円
	資本準備金　30,697,110 円
５．申込日	2020 年２月 10 日
６．払込期日	2020 年２月 10 日
７．募集又は割当方法	第三者割当による
８．割当先及び割当株式数	石原紀彦　　102,900 株
	ハヤテマネジメント株式会社　89,800 株
９．払込取扱場所	株式会社きらぼし銀行　新橋法人営業部
10．その他	上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

別紙２

株式会社バルクホールディングス第５回新株予約権（第三者割当）

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社バルクホールディングス第５回新株予約権（第三者割当）（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 申込期間

2020 年２月 10 日

3. 割当日

2020 年２月 10 日

4. 払込期日

2020 年２月 10 日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をハヤテマネジメント株式会社に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,078,100 株（本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「**割当株式数**」という。）は 100 株）とする。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4)　割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

10,781 個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 450 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1)　各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2)　本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）は、当初 354 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定める修正及び第 11 項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

(1)　本第 10 項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額（円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額）に修正される。

「**取引日**」とは、名古屋証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、名古屋証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。

「**修正日**」とは、各行使価額の修正につき、第 16 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

(2)　行使価額は 177 円（但し、第 11 項による調整を受ける。）（以下「**下限行使価額**」という。）を下回らないものとする。上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1)　当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当

該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}\right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合

には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2020 年２月 12 日から 2022 年２月 10 日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って 60 取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は名古屋証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第 273 条の規定に従って 30 取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資さ

れる財産の価額の全額を、現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3)　本新株予約権の行使請求は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 450 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとした。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社　証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社きらぼし銀行　新橋法人営業部

21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の２銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

24. その他

(1)　上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2)　その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

別紙３

株式会社バルクホールディングス第６回新株予約権（第三者割当）

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社バルクホールディングス第６回新株予約権（第三者割当）（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 申込期間

2020 年２月 10 日

3. 割当日

2020 年２月 10 日

4. 払込期日

2020 年２月 10 日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をハヤテマネジメント株式会社に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 808,500 株（本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「**割当株式数**」という。）は 100 株）とする。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4)　割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

8,085 個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 60 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1)　各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2)　本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）は、当初 531 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定める修正及び第 11 項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

(1)　当社は、行使価額の修正を決定することができ、それ以後、行使価額は本項に基づき修正される。当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降第 12 項に定める期間の満了日まで、本第 10 項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額（円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額）に修正される。

「**取引日**」とは、名古屋証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、名古屋証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。

「**修正日**」とは、各行使価額の修正につき、当社が行使価額の修正を決議した後、第 16 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

(2)　行使価額は 177 円（但し、第 11 項による調整を受ける。）（以下「**下限行使価額**」という。）を下回らないものとする。上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c}\text{調整前}\\ \text{行使価額}\end{array} - \begin{array}{c}\text{調整後}\\ \text{行使価額}\end{array}\right) \times \begin{array}{l}\text{調整前行使価額により}\\ \text{当該期間内に交付された株式数}\end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2020 年２月 12 日から 2022 年２月 10 日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得事由

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って 60 取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は名古屋証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第 273 条の規定に従って 30 取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加

する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 60 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとした。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社　証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社きらぼし銀行　新橋法人営業部

21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の２銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

24. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上